

小学生の放課後の居場所（放課後児童健全育成事業）

（令和7年4月1日現在）

事業名	放課後子ども居場所事業	民設放課後児童クラブ	公設放課後児童クラブ
実施方式	業務委託	業務委託	指定管理
実施数	13か所	262か所	62か所
目的	学校施設等を利用して、多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援する	小学校に就学している児童の保護者が、労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後及び春、夏、冬休み及び土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図る	
対象児童	事業を実施する小学校に就学する児童（当該小学区に居住し、国立小学校、私立小学校、または特別支援学校の小学部の児童を含む） ※区分2は保護者の就労等要件が必要	保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態である市内小学校に就学する児童で市内に住所を有するもの	
定員	なし （利用児童数に応じて、学校施設を活用して必要な面積を確保）	あり	
実施場所	学校敷地内（近隣地含む）専用室＋学校施設	民間物件の専用室：200か所 学校敷地内専用室：40か所 公有地専用施設：4か所 その他：18か所	学校敷地内専用室：31か所 児童センター内専用室：12か所 公有地専用施設：15か所 その他：4か所
開設時間	区分1：放課後～17時 区分2：放課後～19時 （学校休業日は8時から）	放課後～19時 （学校休業日は8時から） ※クラブによって異なる	放課後～19時 （学校休業日は8時から）
利用料金	区分1：4,000円／月 区分2：8,000円／月 （区分2は別途おやつ代）	平均約11,000円／月 （別途おやつ代） ※クラブによって異なる	8,000円／月 （別途おやつ代）
職員配置	区分1：児童20人ごとに1人 区分2：さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づく配置 ※区分2の利用児童数概ね40人以下で1つの支援の単位とし、利用児童数に応じて複数の支援の単位を設置	さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づく配置	
登録児童数	1,867人 1か所平均144人	9,801人 1か所平均37人	3,185人 1か所平均51人
運営主体	NPO法人：3法人（4か所） 株式会社：2法人（5か所） 社会福祉法人：1法人（4か所）	NPO法人：29法人（227か所） 社会福祉法人：13法人（33か所） 学校法人：1法人（1か所） 株式会社：1法人（1か所）	社会福祉法人：1法人（62か所）